

定期報告書・中長期計画書 作成のポイント

中国経済産業局
エネルギー対策課

はじめに

令和7年度 定期報告書・中長期計画書の作成のポイントについて

- 本資料は、報告書作成における注意項目をまとめ、報告書の精度向上を目的としております。
- 法改正に伴う記載項目の追加、EEGSシステムによる電子提出に伴い、同様の記載誤りが散見されます。本資料では誤りの多い箇所に絞り、その解決方法を提示しております。
- 本資料は実務担当者向けにあくまでポイント資料としての活用を想定しておりますので、詳細につきましては、必ず記載要領を確認頂きますようお願いいたします。

※令和6年度より、EEGS（イーグス）による作成・提出を原則としています。

※EEGS利用には事前に地方経済産業局に様式43「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。

※アクセスキーの期限切れ、ログインIDが不明の場合は、経済産業局までお問い合わせ下さい。

（ログインIDは特定事業者・特定荷主共通です。）

目次

01	作成前の準備	4
02	作成時の注意事項	9
	—記載誤りが多かった事例及びその解決方法—	
03	提出について	16
04	中長期計画書について	24
05	提出前の最終チェックについて	27
06	<u>追加資料</u>	
	＜EEGS操作 買電入力＞	
	エネルギー使用量の入力 例 電気使用量（非化石証書の使用割合）	30 ～ 34
	電気使用量の月別・時間帯別入力（電気需要最適化原単位）	35 ～ 38
	＜DRの判断基準＞	
	DR実施日数のカウント可否	39 ～ 40

01. 作成前の準備

「作成作業の前にしっかり準備を整えましょう」

省エネ・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）の利用

様式第 43（第 104 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 7 条の申出、第 8 条第 5 項の申請、第 12 条の届出、第 13 条第 3 項の申請、第 15 条の届出、第 16 条の申出、第 17 条第 6 項の申請、第 22 条の届出、第 23 条第 1 項の申請、第 33 条の届出、第 34 条の申出、第 35 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 36 条の報告、第 40 条の届出、第 42 条の申出、第 44 条第 1 項の申請、第 47 条の申請、第 49 条第 1 項の申請、第 50 条第 2 項の届出、第 52 条の報告、第 57 条の報告、第 75 条の届出、第 77 条の申出、第 78 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 79 条の報告、第 82 条第 1 項の申請、第 85 条の申請、第 87 条第 1 項の申請、第 88 条第 2 項の届出又は第 90 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	
所在地	〒
事業所名	
所属部署	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号の欄並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

- 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（通称：EEGS（イーグス））」は、電子報告システムです。**省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則EEGSを御利用**ください。
- まだ登録されていない場合は速やかに必要事項を記載の上、「電子情報処理組織使用届出書」（様式43）をご提出ください。
（様式は以下サイトからダウンロード）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/
- 特定排出者番号は以下サイトで検索**出来ます。
（検索方法③を利用する場合は企業コードを特定排出者番号として記載ください。）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>
- ご提出は下記住所まで**郵送**にてお願いいたします。

〒730-8531
広島県広島市中区上八丁堀 6 番30号
広島合同庁舎 2 号館
中国経済産業局 エネルギー対策課

EEGSにログイン出来ない場合の対応方法

- ID、パスワードを紛失した場合は**初期化・再発行**することが可能です。
- **以下フォームを送信**後、半日から1日ほどでアクセスキーを再発行します。
https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanto01/sho_energy_eegs
- 届いたメールの案内に従い、ID・パスワードを再設定してください。

EEGSアクセスキー再発行依頼フォーム

特定排出者番号（必須）	
特定事業者番号（または特定荷主番号）（必須）	
事業者名（必須）	
担当者所属（任意）	
氏名（必須）	姓 名
電話番号（必須）	- -
メールアドレス（必須）	 ※Gmailアドレスで登録した場合、当局からのメールを受信できない可能性があります。Gmailアドレス以外のメールアドレスを御登録いただくようお願いいたします。

EEGS登録の担当者情報の確認

- ・ 省庁からの報告書に関する連絡は登録された担当者アドレスに自動で送信されます。
- ・ 担当者情報が古い情報のままになっていると担当者に必要な連絡が届きません。
- ・ **必ず登録情報が最新になっているかご確認ください。**

The screenshot shows the '担当者検索' (Staff Search) form. The form has a title bar '担当者検索' and a subtitle '検索条件を入力する'. It contains several input fields: '事業所名' (Facility Name), '事業所名(ふりがな)' (Facility Name (Kana)), '部署/役職名' (Department/Position Name), '担当者名' (Staff Name), and '担当者名(ふりがな)' (Staff Name (Kana)). Each of these fields has a placeholder text '※部分一致' (※Partial match). There is also a checkbox for '事務局ユーザ' (Secretariat User) and a radio button for 'アカウントロック状況' (Account Lock Status) with options '(指定なし)' (Not specified) and 'ロック中' (Locked). At the bottom right, there are two buttons: '検索' (Search) and 'クリア' (Clear). The '検索' button is circled in red, and a red arrow points to it from the '検索ボタン' (Search Button) step in the flowchart on the right.

「管理機能」



「その他」



「担当者管理」



「検索ボタン」



「担当者情報を確認・編集」

報告書を確認

- 昨年度の報告をEEGSで作成いただいた場合は以下手順により昨年度報告書のダウンロードが可能です。
- また、検索年度を変更することにより、当年度の報告書も出力可能です。
- なお、サーバーのアクセス状況によってはダウンロードに時間がかかる場合があります。

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出年度: 2024年 報告書種別: 省エネ法定期報告書（工場等）

検索

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

「報告書の提出」



「報告書の一覧」



「検索タブから対象の年度を選択」



「報告書詳細」（えんぴつマーク）を開き、報告書をダウンロード

報告書本体

Web編集 Web編集

本体一括ダウンロード形式選択

(選択なし) XML PDF Excel CSV

ダウンロード

昨年度差戻し事由

02. 作成時の注意事項

「特に誤りが多かった事項とその解決方法を紹介します」

事業所登録の方法

- 複数の事業所をまとめて1事業所として報告する場合、設定を誤ると該当事業所が特定-第11表に未指定工場として記載されてしまいます。
- (例) 全国にある店舗を各県ごとで「〇〇県(店舗)」として報告する場合等
- EEGS 管理機能> 事業所管理> 事業所情報入力** にて「一括算出」を選択してください。

算出単位の選択

特定事業所以外の事業所を仮想的に1つの事業所とみなして温室効果ガス排出量の算定を行う場合は「一括算出」を選択してください。

算出単位

☐ 単一算出 ☒ 一括算出

エネルギー管理指定工場の場合

エネルギー管理指定工場は必ず以下も入力してください。

※経済産業省から通知された7桁の指定番号(第1種の場合は下1桁が「1」、第2種の場合は下1桁が「2」の番号)を入力(半角)

※平成22年4月以降に通知を受けた番号を記入してください。

エネルギー管理指定工場等番号

7桁の指定番号を入力

※エネルギー管理指定工場等番号が入力された場合、省エネ法様式第9特定-第10表
エネルギー管理指定工場等番号が未入力の場合、省エネ法様式第9特定-第11表・記

エネルギー管理企画推進者情報（特定1表）

- ・ エネルギー管理企画推進者の情報は最新情報に更新ください。
- ・ メールアドレスは必ず記載をお願いいたします。
(記載がない場合は省庁からのクラス分け判定結果や執行上の注意事項等の連絡が届かなくなってしまうです。)

エネルギー管理企画推進者

職名

*氏名

*エネルギー管理士免状番号
又は講習修了番号

*勤務地

郵便番号から住所を入力

郵便番号は半角7桁で入力してください。

*電話

例) 03-1234-5679 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号を記入

FAX

例) 03-1234-5679

メールアドレス

注釈) メールアドレスは、クラス分け判定結果や執行上の注意事項等の連絡のために使用いたします。

電気需要最適化（特定2表1-2）

- 計算サポートツール(Excel)の計算結果を、EEGSに入力願います。

中国経済局ホームページの「定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について」にある計算サポートツール(Excel)をダウンロード(保存)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/energy_calc_monthly.xlsx

地域別に、月別・時間帯別の電気使用量を、上記Excelの入力シートに入力(次葉参照)

同Excelの集計シートの数値・原油換算klをEEGS **電気使用量の月別・時間別入力** へ転記

※1 この内容で入力する → 入力内容を保存

※2 定期報告書の入力の**特定表**第2表を選択し、報告書データの更新 → ※1 入力内容を保存

エネルギーの種類	対象制度	2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度
化石燃料の使用							
A 重油	+ 燃焼炉・機関 温 省	1660	906.00	kl	2494.05794	0	
液化石油ガス (LPG)	+ 燃焼炉・機関 温 省	1	1	t	2.99431	0	
電気の使用							

(指定表がある場合には指定表も同様に更新・保存下さい)

電気需要最適化（特定2表1-2【月別】）

重要：データの保存※¹ 及び定期報告書への反映(報告書データの更新※²) は前葉の※¹、※² 参照

「エリア」は事業所に電力が供給されている一般送配電事業者の供給エリアを確認してください

単位：kWh

月/エリア	北海道	東北	東京
4月			1886
5月			1743
6月			1802
7月			1969
8月			2237
9月			2009
10月			1936
11月			2156
12月			2351
1月			2533
2月			2652
3月			2438

入力シートに
kWhで入力する

時間帯	単位	年度	
		使用量	
		数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh	4.088
	5月	千kWh	3.981
	6月	千kWh	4.398
	7月	千kWh	5.505
	8月	千kWh	6.101
	9月	千kWh	5.686
	10月	千kWh	4.997
	11月	千kWh	5.025
	12月	千kWh	5.373
	合計	千kWh	62.703
	帯別	需給が厳しい時間帯	千kWh
	帯別	その他の時間帯	千kWh

集計シート
は千kWhで
表示される

2. 同Excelの集計シートを開き、表示
データ(数値)が kWhから 千kWh
に変換されていることを確認する。

1. 保存したExcelの入力シートを
開き、kWhで入力する。

集計シート 事業者入力用⇒ 入力シート 入力不要⇒ 月別・エリア別係数

3. EEGSを開き、電気使用量の月別・
時間別入力に転記する。
その際、数値は千kWhになってるので、
そのままの値をEEGSに転記。

電気使用量を入力してください。
※電気を使用していない月は、0を入力してください。
※省エネ法対象事業者は、月別・時間帯別の月と、電力メニューごとの使用量を
双方入力していただく必要があります。
電力メニューごとの使用量は、親画面のリスト「電気の使用」以下の適切な電気の
をクリックし、入力補助画面より入力してください。
※温対法のみ報告対象である事業者は、本画面で電気使用量を入力する必要はありません。
※入力方式（月別・時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

	電気使用量 (千kWh)	原油換算 (kl)
4月	4.088	0.9757
5月	3.981	0.9542
6月	4.398	1.0617
7月	5.505	1.3350
8月	6.101	1.4796
	5.686	1.3790
	4.997	1.2118
	5.025	1.2187
12月	5.373	1.3031
	5.762	1.3974
	6.22	1.5085
	5.567	1.3418

EEGSへの
転記は千kWh

4. この内容で入力する
を押下し確定する
(続きは前葉の※¹へ)

この内容で入力する

特定3表・4表の不一致

報告書データの更新

- ・ 特定3表1-1.2-1「原単位の対前年度比」が特定4表の値と一致しないケースが多ありました。
- ・ 一致しない場合は画面右上のボタンからデータ更新を行い、数値を一致させてください。

(例) 特定3表1-1

エネルギー消費原単位	前年度のエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位の対前年度比(%)	エネルギー消費原単位の対前年度比の奇与度(%)
$(\text{E}-1) = (\text{C}-1) / \text{E}$	$(\text{G}-1)$	$(\text{H}-1) = (\text{E}-1) / (\text{G}-1) \times 100$	$(\text{I}-1) = (\text{D}-1) \times (\text{H}-1) / 100$
-	-	-	①-1 -
$(\text{W}-1)$	$(\text{X}-1)$	$(\text{Y}-1) = (\text{W}-1) / (\text{X}-1) \times 100$ 99.9	-
-	-	$(\text{Z}-1) = (\text{I}-1) + (\text{Y}-1) + (\text{Z}-1) + \dots$ -	-

≠

(例) 特定4表1

2024年度	5年度間平均原単位変化
0.1256	-
$\text{M}-1$ 96.5	$(\text{J}-1 \times \text{K}-1 \times \text{L}-1 \times \text{M}-1)$ の4乗根 -

入力内容の修正等を行った際の反映方法

- 指定表、特定表のエネルギー使用量等の入力内容を変更した場合は、報告書を最新の状態にするため、**各表**右上にある**「入力内容を保存」**をクリックした後、**「報告書データの更新」**をクリックしてください。
- また、入力した**各表**から**別の表**へ移動した場合は、**「報告書データの更新」**をクリックした後、入力を行い、入力が完了したら**「入力内容を保存」**をクリックしてください。

省エネ法：定期報告書(特定表)

※提出先情報の入力欄の修正が行われた場合は、この報告書データの更新ボタンを押してください。

表紙 第1表 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 第10表 第11表 第12表 添付資料

表紙

※は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

提出先 ※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

提出日 20250401 ※日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。《例》2022年7月20日に提出の場合：20220720

郵便番号 郵便番号から住所を入力

住所

法人名

法人名(英語表記)

法人番号

銘柄コード

代表者の役職名

代表者の氏名

クリックします。

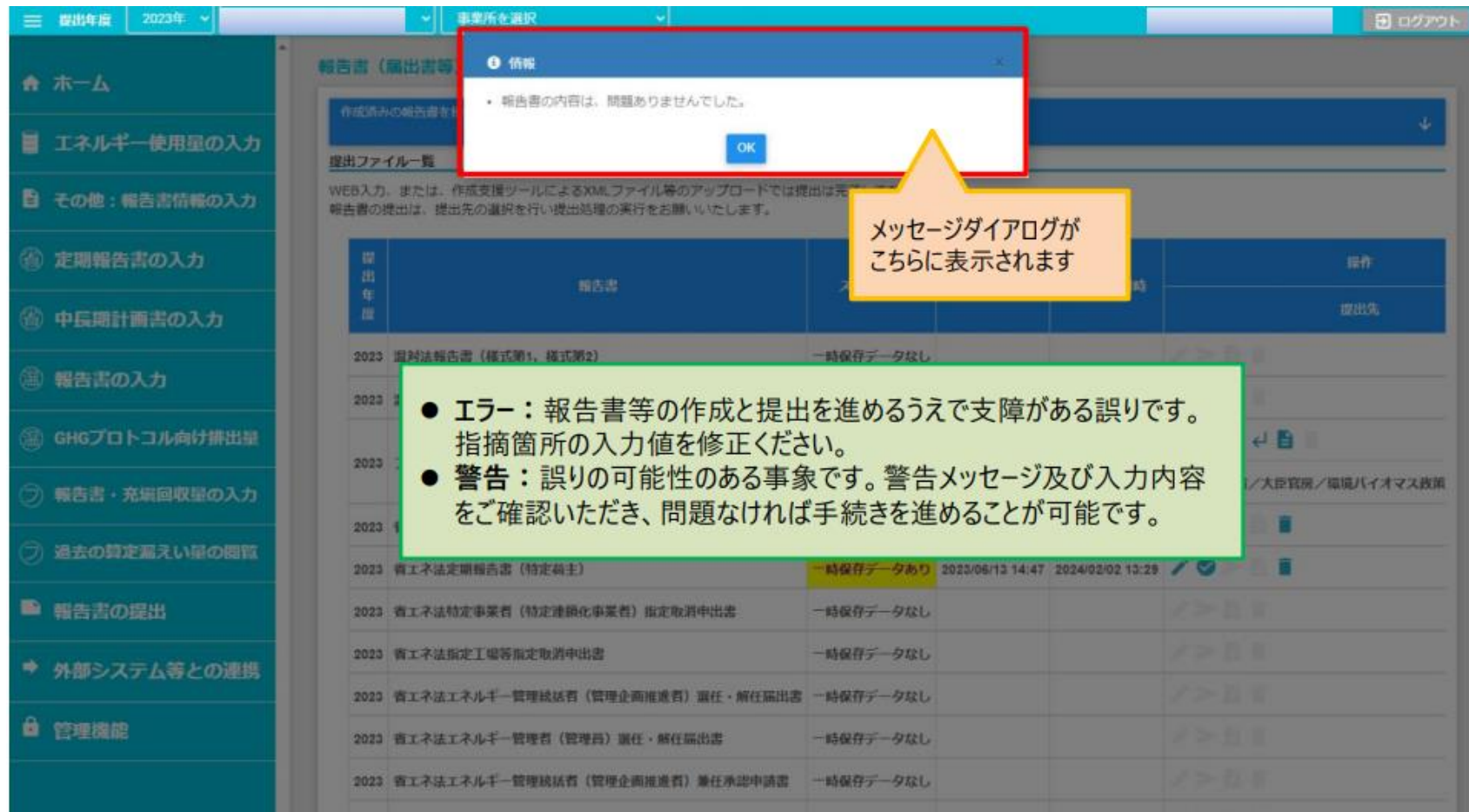
指定-第4表、5表、6表、特定-第2表、第3表、4表においては、各々の入力欄からフォーカスアウト※することにより、表内の再計算が行なわれます。
※フォーカスアウト：現在入力中のセル等からカーソルを移動させること

03. 提出について

「提出の方法及び注意事項について」

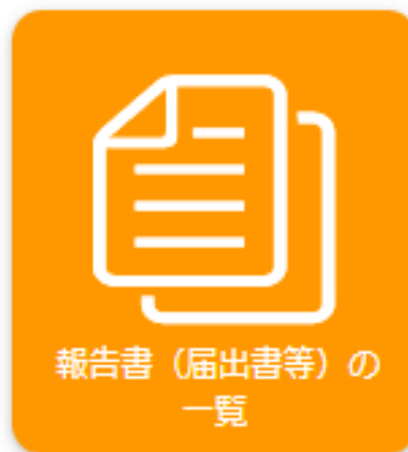
報告書の提出方法（入力チェック）

- 入力チェックの結果、問題がない場合は「報告書の内容は、問題ありませんでした。」とのメッセージダイアログが表示されます。
- なお、エラー表記が橙色の場合は注意のため、提出自体は可能です。（赤エラーは不可）



入力チェックのエラー発生時の処置と提出手順(1)

1.「報告書の提出」を押下し、「報告書(届出等)の一覧」を押下すると対象報告書が表示されます。



2. 対象報告書の👉「入力チェック」を押下します。

2025	省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存 データあり	2025/07/07 15:00 (2025/07/07 15:15)	
------	----------------	---------------	--	--

入力チェック👉で報告書内容にエラーが解消(赤帯が解消)しないと、提出マーク➡は表示されず、報告書は提出頂けません。

凡例

- 定期報告書の**編集**
- 定期報告書の**入力チェック**
- 定期報告書の**提出**
- 定期報告書の**取下げ**

入力チェックのエラー発生時の処置と提出手順（2）

赤帯(エラー)・**オレンジ帯**(警告)のコメントが表示されたら、赤帯のコメントを修正し、**入力内容を保存**を押下すると赤帯のコメントが解消しますので、**報告書データの更新**を押下願います。

省エネ法：定期報告書(特
定表)

外部ファイルを取り込み

※ 表紙：提出年月日は必ず入力して下さい。

※ 第12表：昨年度報告されなかった特定-第12表-1(温室効果ガス算定排出量/事業者全体/温
室効果ガス算定排出量)に値が入力されていますが、よろしいですか？

※ 第12表：エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が昨年度の報告内容と比較して、1桁
つか。

表紙 第1表 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表

表紙

※ は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目。

提出先 ※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

※ 提出日 20250722 ※日付の形式(yyyymmdd)で入力

添付資料アップロード 削除 入力内容を保存

報告書データの更新

報告書データの更新ボタンを押してください。

赤帯が発生したままでは提出できません

省エネ法：定期報告書(特
定表)

外部ファイルを取り込み

※ 第12表：昨年度報告されなかった特定-第12表-1(温室効果ガス算定排出量/事業者全体/温
室効果ガス算定排出量)に値が入力されていますが、よろしいですか？

※ 第12表：エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が昨年度の報告内容と比較
つか。

表紙 第1表 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表

表紙

※ は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目。

提出先 ※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

※ 提出日 20250722 ※日付の形式(yyyymmdd)で入力

赤帯が消えてオレンジ帯
だけになれば提出可能

オレンジ帯のコメントだけとなれば、コメント箇所を確認し、修正の必要性がなければ、**十数分待つ**て頂くと  の横に  が出るので、その  を押下して提出頂けます。

一時保存データあり

2025/04/14 16:33
(2025/04/14 15:43)

報告書の提出方法（提出先選択）

- ・ 報告書を提出する際には、まず提出先を登録する必要があります。
- ・ 提出する報告書を選択し、「提出」ボタン(横矢印マーク)をクリックします。

提出年度

2022年

事業者01 特定事業者

事業者01 事業所01

事業者01 管理者

ログアウト

ホーム

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

報告書の入力

報告書の提出

管理機能

提出年度	報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	操作
					提出先
2022	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データなし			   
2022	省エネ法定定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2021/10/19 16:12	2021/10/19 16:12	   
2022	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし			   
2022	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし			   
2022	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）退任・解任届出書	一時保存データなし			   
2022	省エネ法エネルギー管理者（管理員）退任・解任届出書	一時保存データなし			   
2022	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし			   

クリックします。

報告書の提出方法

- ・ 提出先選択画面が表示されます。各項目のプルダウンから提出先を設定します。
- ・ 複数の提出先を登録する場合は、「追加」ボタンをクリックします。
- ・ 主たる事業を所管する省庁について、「主」にチェックを付けてください。主たる事業が複数省庁による共管の場合は、複数選択可能です。
- ・ 省エネ法（工場等）の場合、提出先として経済産業省が初期表示されています。

提出先選択

提出ボタンを押すと、以下の提出先に報告書（届出書等）が提出されます。社内決裁等が終了していることを確認してから、提出ボタンを押下してください。

基本情報

提出年度	2022年度
報告書	省エネ法定定期報告書（工場等）
特定事業者番号／特定連鎖化事業者番号／認定管理統括事業者番号	9221313
特定荷主番号／認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号／認定管理統括輸送事業者指定番号	
特定排出者コード／特定漏えい者コード	920001213
事業者名	登録済事業者 1.3
報告書形式	Web入力

提出先選択

提出先	追加												
<table><tr><th>(主)</th><th>省庁名</th><th>局</th><th>担当課・室</th><th>説明</th><th>削除</th></tr><tr><td>☒</td><td>経済産業省</td><td>(選択なし)</td><td>(選択なし)</td><td>報告書から抽出</td><td>削除</td></tr></table>	(主)	省庁名	局	担当課・室	説明	削除	☒	経済産業省	(選択なし)	(選択なし)	報告書から抽出	削除	
(主)	省庁名	局	担当課・室	説明	削除								
☒	経済産業省	(選択なし)	(選択なし)	報告書から抽出	削除								

【必須】主たる事業を所管する省庁の左端「（主）」にチェックを入れて下さい。
(主たる事業が複数省庁による共管の場合)

※省エネ法定定期報告書（様式第9）及び温対法報告書の該当箇所
・省エネ法定定期報告書（様式第9）：特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する省庁」欄
・温対法報告書様式第1：表紙「特定排出者の主たる事業を所管する省庁」欄

提出先の登録は「省庁名」「局」「担当課・室」を設定し、「（主）」（主たる事業の所管省庁）を1件以上選択します。

報告書の提出方法

- ・ 報告書を提出するには、提出先選択画面から「報告書を提出する」ボタンをクリックします。
- ・ 報告書の提出が完了すると、受領書がダウンロード可能です。社内で報告書を提出したことを証明する書類としてご利用ください。

提出先選択

提出ボタンを押すと、以下の提出先に報告書（届出書等）が提出されます。社内決裁等が終了していることを確認してから、提出ボタンを押下してください。

基本情報

提出年度	2022年度
報告書	省エネ法定定期報告書（工場等）
特定事業者番号／特定継続化事業者番号／認定管理統括事業者番号	9100011
特定荷主番号／認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号／認定管理統括輸送事業者指定番号	910000001
特定排出者コード／特定漏えい者コード	事業者 0 1 特定事業者
事業者名	Web入力
報告書形式	

提出先選択

提出先	省庁名	局	担当課・室	説明	削除
☒	経済産業省	東北経済産業局	エネルギー対策課	報告書から抽出	削除

【必須】 主たる事業を所管する省庁の左端「（主）」にチェックを入れて下さい。
（主たる事業が複数省庁による共管の場合は複数選択可。）

※省エネ法定定期報告書（様式第9）及び温対法報告書においては報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、（主）のチェックが一致するようにしてください。
【報告書の該当箇所】
・省エネ法定定期報告書（様式第9）：特定-第12表1
特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する大臣」欄
・温対法報告書様式第1：表紙
「特定排出者の主たる事業を所管する大臣」欄

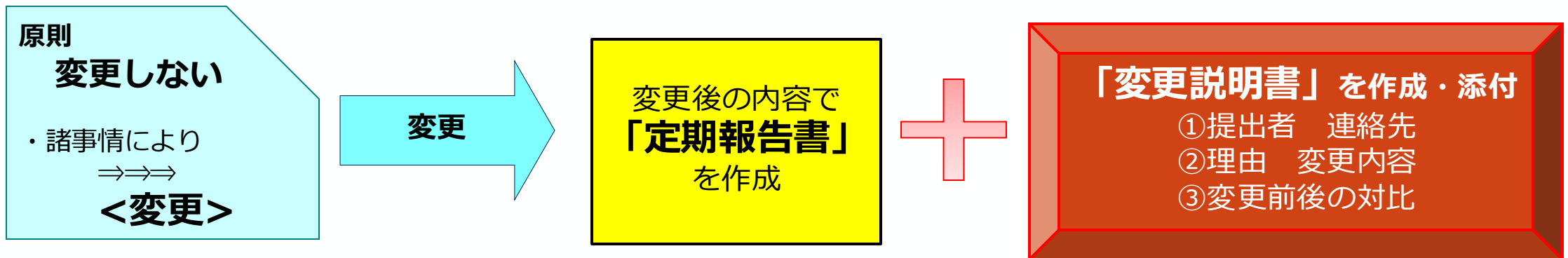
経済産業省以外の事業所管庁についてはこちらを参照

前画面に戻る 報告書を提出する

クリックします。

その他（密接な関係を持つ値【原単位分母】の変更）

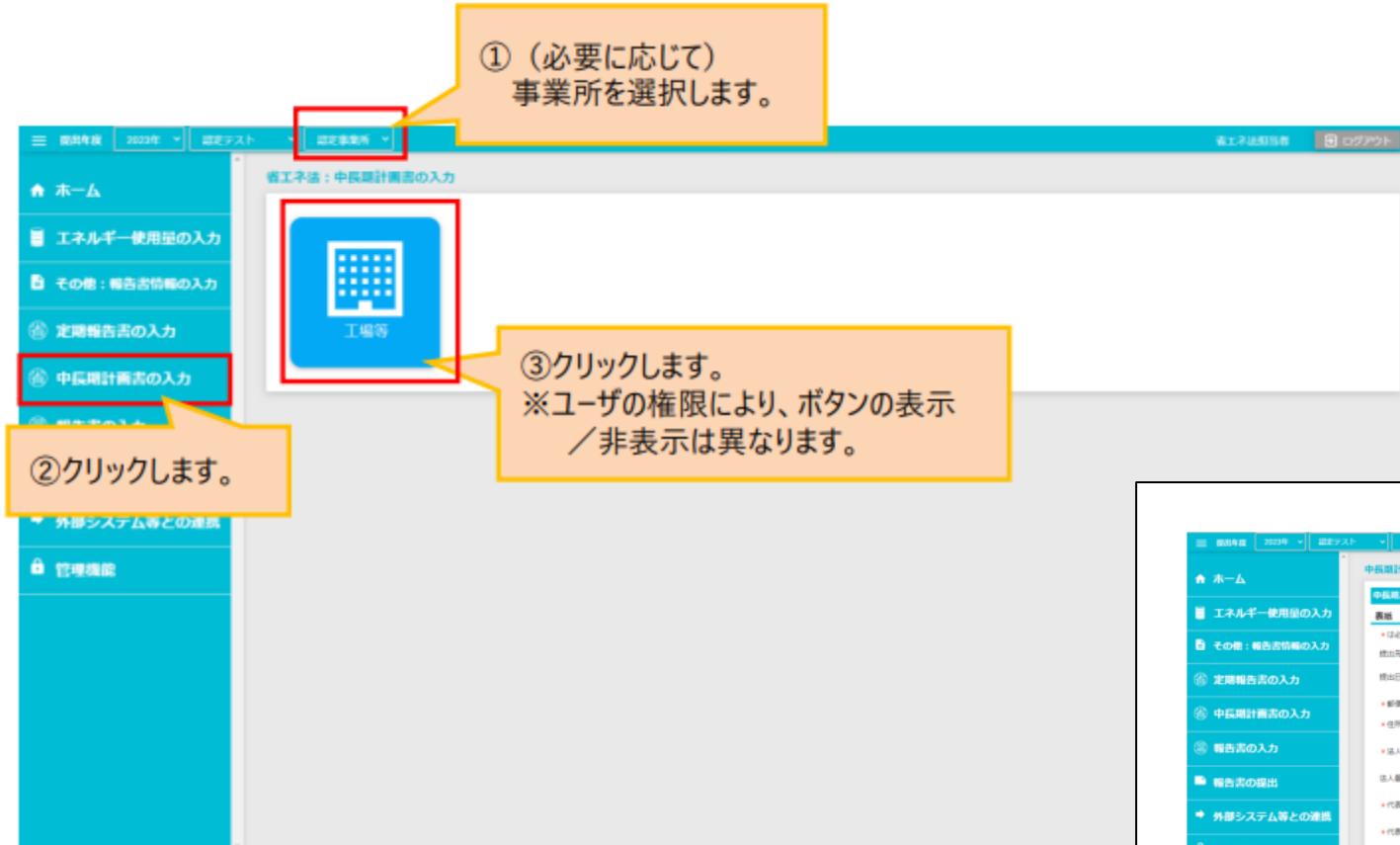
- 原単位分母の名称、単位は原則として前年度報告と同じにする。やむを得ない事情で変更する場合、**「変更説明書」**を作成、**定期報告書に添付して提出**して下さい。（事前の相談は不要）
 - 定期報告書は、過去5年分の原単位変化状況も含め、**変更後の内容で作成**して下さい。
 - **「変更説明書」（様式任意、押印不要）**には以下の内容を記載。
 - ①提出年月日、事業者の名称、担当者の職名 氏名 連絡先（実際に連絡のつく電話番号）
 - ②変更の理由(新分母が旧分母に比してより密接性が高い根拠を示すと良)と 変更内容
 - ③変更前後の分母を用いた特定4表(過去5年間分の原単位変化状況)様式の**対比表**(指定6表も同様)
(エネルギーの使用に係る原単位、電気需要最適化評価原単位 のどちらも必須)
- * 省エネの取り組み状況は「5年度間平均原単位変化」にて確認、評価(クラス分け)を行います。
したがって、**変更後5年間は原単位分母の変更はせずに原単位を算出**して下さい。
(継続して省エネ状況を把握できる分母であるかも含め、充分検討すること)



04. 中長期計画書について

「作成の流れと必ず記載いただきたい箇所について」

EEGSによる中長期計画書作成の流れ



IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1 – 1 には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

1 – 1. 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算kl)	目標
		2030 年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	① kl	② %

自社の現状を踏まえ、
上回る目標値を設定

① IV 1 – 1 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した電気の使用量を原油換算値で記入してください。報告書データの取り込みを押下すると自動で定期報告書特定表第 4 表 3 の数値が記載されます。

② IV 1 – 1 表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する2030年度の目標値を記入してください。

05 . 提出前の最終チェック

「提出前に再度確認し、確実に提出を完了しましょう。」

提出前のチェック表

必ずPDF等で報告書全体を確認したうえで提出をお願いします

特定表	第1表	担当者は正しく記載されている	☐
	第2表		
	1-1	エネルギーの種別、使用量は正しく記載されている	☐
	1-2	算出ツール（Excel）を利用し、使用電気量も正しく記載されている	☐
	第4表	1及び2の対前年度比は3表と同値が記載されている	☐
	第10表	指定工場は全て記載されている	☐
		※指定替えについては■とし、指定の取消は対象外です	
	第11表	新たに指定される工場のみが記載されている	☐
中長期計画書			
	Ⅱ	定期報告書データ反映はできている	☐
	Ⅳ-1	定期報告書データ反映はできている	☐
		2030年度の目標値は記載されている	☐
提出について			
	(1)	提出先省庁に誤り、不足はない	☐
	(2)	提出完了後、受領証をダウンロードした	☐

終わりに

定期報告書及び中長期計画書の作成する意義は以下のとおりです。

- 国がカーボンニュートラル・エネルギー関連政策やその支援策を講じる際の基礎資料とする。
- 事業者が自らのエネルギー使用量・使用時間帯や効率（原単位）を把握し、結果を共有、振り返り対策を講じることを継続的に行うこと（PDCAサイクルの構築）により、省エネ対策等を推進する。

「定期報告書」及び「中長期計画書」は、法令により提出期限が毎年度7月末日と定められています。

- 本報告は、個別の事情等により提出しない、提出期限までに**提出しないことは法令違反**となり、**罰則を適用**する場合や**省エネルギーに関する各種支援策を受けられなくなる**ことがあります。

追加資料 1

エネルギー使用量の入力 例 電気使用量（非化石証書の使用割合）

電気事業者買電入力

該当する電力会社の欄に買電量(単位千kWh)を入力してください。(半角入力)

※沖縄電力会社から供給を受けている場合は、沖縄電力の力率測定時間に即して入力することが可能

※半角で入力してください。全角で入力した場合自動集計されません。

※残差か参考値のメニュー以外を契約している者は該当するメニューを選んでください。(残差と参考値についての説明はこちら)

(注) メニューの選択間違いが頻発しておりますのでよくご確認ください。

※一般送配電事業者は、離島供給や最終保障供給の場合のみ使用してください。

※7月中旬以降に報告をする場合は、「7月公表」とあるメニューを選択してください。

※小売電気事業者が廃業や他者への事業移管等により、小売電気事業を行わなくなった場合、「使用不可」のメニューしか表示されない場合があります。

報告年度に契約されていた事業者の名称を改めてご確認ください。

もし、契約されている小売電気事業者について「使用不可」のメニューしかない場合は、「代替値」をご使用ください。

※省エネ法対象事業者は、電力メニューごとの使用量と、それらを月別または時間帯別に集計した月別/時間帯別使用量を双方入力していただく必要があります。

月別/時間帯別使用量は、「エネルギー使用・販売量の入力」画面上部の「電気使用量の月別・時間帯別入力」ボタンをクリックし、入力補助画面より入力してください。

+ 電気事業者を追加する

電気事業者	電気事業者からの買電 (千kWh)	電気事業者の 非化石証書の 使用状況(%)	非化石 (千kWh)	基礎排出 (t-CO2/kWh)	非化石 (t-CO2/kWh)	FIT
〇〇(株) メニューA (2025年3月公表)	9587.839	100	9587.839			

この入力は、『非化石証書の使用割合』です。

『非化石電気の割合』とよく似ているので
ご注意ください。

『非化石証書の使用割合』は各小売電気事業者が
電気メニューごとの使用割合を定めて、
電気を販売しています。

また、この割合は『非化石価値』と言えます。

- 表示されている「メニューA」は、再エネプレミアム等であり、非化石証書を価値を100% 賦課した電力メニューです。つまり、非化石価値100% のコストが加味された売電メニューとなります。
- 定期報告書においては、電気事業者の一般契約を「残差メニュー」とします。この『残差』メニューの表現は、資源エネルギー庁が使用する呼称であり、電気事業者の社内では一般的に使用されていない表現です。
- この残差メニューは、国で定めた一定量の「非化石証書」の価値が加算され、電気事業者から購入した電気の「非化石電気の割合」が増加します。この割合は、以下の計算式により算出されます。
- 残差メニューにおける非化石価値の加算は、2024年度・2025年度ともに13%です。

電気事業者の非化石証書の使用状況を $A \times 100(\%)$ とすると、

電力メニューごとの非化石割合は $\frac{A + (1 - A) \times 0.13}{1} \times 100(\%)$ と表せます。本表の非化石割合欄には、この割合を記入してください。

・加算される「非化石価値」は、FIT制度などによって得られた価値のうち、売却されなかった分(残差)に相当します。この残差を電事業者の一般売電メニューに再配分される仕組みです。

・電事業者が国の機関の代理で徴収する賦課金は、FIT制度に基づいて徴収されるものであり、このFIT制度の賦課金が、再配分する「非化石価値」の原資となります。

ここでの「この割合」は、Aのことで、
中国電力の2024年度実績は $A = 17\%$ です。
EEGSでは、電気メニューにリンクし
初期値 17% にしています。

<電気事業者の売電メニュー> 定期報告書 記入要領 52ページの要約記載

【1】一般の電力契約（残差メニューなど）

- 電気事業者が公表している「残差メニュー」の非化石証書使用状況を元に算定する。
- この情報は事業者のホームページで円グラフなどで確認可能。

【2】特定の電力メニュー契約（例：非化石**%メニュー）

- 契約メニューに記載された非化石割合（**%）をそのまま使用状況として算定する。

【3】最終保障供給（一般送配電事業者による契約）

- 非化石証書の使用状況は「0%」として扱う。
- ただし、計算式に当てはめると非化石割合は「13%」となる。

・ E E G S では、非化石証書の使用状況を入力すれば、当該電力メニューの非化石割合は自動計算します。
 ・ 一部主要な旧一般電気事業者の電力メニューについては、2023 年度実績をもとに自動計算しますが、当該事業者が2024 年度実績を示している場合は、当該割合を非化石証書の使用状況として計算いただけます。

<一般契約「残差メニュー」> ※（参考）旧一般電気事業者の一般的な電力メニュー（残差）における非化石証書の使用状況（出展：定期報告書記入要領 53ページ）			
旧一般電気事業者	非化石証書の使用状況	電気の非化石割合	
	A （2023 年度実績）	= {A+(1-A)×0.13} ×100(%)	※13%は「FIT売れ残り分」に相当する非化石価値です。
北海道電力	20.0%	30.40%	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html
東北電力	18.0%	28.70%	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/
東京電力	16.0%	26.90%	https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html
北陸電力	18.0%	28.70%	https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html
中部電力	16.0%	26.90%	https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/
関西電力	20.4%	30.70%	https://kepco.jp/ryokin/power_supply/
中国電力	17.0%	27.80%	https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html
四国電力	17.0%	27.80%	https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html
九州電力	19.0%	29.50%	https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html
沖縄電力	0.0%	13.00%	https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf

<中国電力の場合>

- ・ 特定事業者等法人との売電契約は、①再エネ特約、②再エネ特約(プレミアム)、③一般契約の三種類があります。
- ・ 3種類の買電契約で、その契約内容の詳細については、営業部門で細かく定めることがあるので、非化石証書の使用割合など、売電元の営業担当に確認をお願いいたします。
- ・ 環境省ホームページで、排出係数を公開しているので参考願います。

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient_rev.pdf

【小売電気事業者】						
登録番号	電気事業者名	メニュー名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	各事業者の 把握率(%)	把握できなかった理由
A0273	中国電力(株)	メニューA	0.000000	0.000000	98.01	係数が代替値の事業者からの受電のため。
		メニューB	0.000000	0.000000		
		メニューC	0.000000	0.000000		
		メニューD	0.000000	0.000000		
		メニューE	0.000000	0.000000		
		メニューF	0.000000	0.000000		
		メニューG	0.000386	0.000386		
		メニューH(残差)	0.000520	0.000520		
		(参考値)事業者全体	0.000511	0.000511		

中国電力の一般契約(残差メニューH)と 再エネ特約(メニューA～F)の割合		中国電力 一般契約2024 残差メニューH	FIT(固定価格買取制度)にお ける非化石価値として証書化 されずに残る部分	買電電力の非化石電気の割合 (省エネ法定期報告の値)
再エネメニューA～F	残差メニューH	非化石証書の使用割合	再エネ賦課金の原資	再エネ賦課金の支払いによる 賦課金の権利を行使した割合
0%	100%	17%	13%	27.8%
10%	90%	17%	13%	35.0%
20%	80%	17%	13%	42.2%
30%	70%	17%	13%	49.5%
50%	50%	17%	13%	63.9%
60%	40%	17%	13%	71.1%
80%	20%	17%	13%	85.6%
100%	0%	17%	13%	100.0%
3.1%	96.9%	17%	13%	30.0%
16.9%	83.1%	17%	13%	40.0%
30.7%	69.3%	17%	13%	50.0%

ご参考情報

(ご参考)

- ・ 2030年国の電源非化石率割合目標44%以上(高度化法)より、電気事業者においても同等44%以上を目標としています。
ちなみに、日本の2040年非化石率の目標値は80%以上、2050年カーボンニュートラルの（100%）達成とされています。
- ・ 2023年度の電気事業者の非化石割合の実績値（買電）

中国電力： 22.6%(2023) → 30.7%(2024) <目標 44%以上(2030)>

九州電力： 30.4%(2023) → 29.5%(2024) <目標 44%以上(2030)>

高度化法の正式名称：

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」

概要 高度化法は、電気・ガス・石油事業者に対し、再生可能エネルギーなど非化石電源の利用促進と化石燃料の効率的活用を義務付ける法律。

特に電気事業者には、2030年度までに供給電力のうち非化石電源比率を44%以上にすることが求められており、未達成の場合は指導・勧告・命令・罰則の対象です。

追加資料 2

電気使用量の月別・時間帯別入力（電気需要最適化原単位）

EEGSの操作④ 電気使用量の月別・時間帯別入力

NEW

- ホーム画面で該当の事業所を選択し（上部タブ）、「電気使用量の月別・時間帯別入力」をクリックすると入力表が表示されますので、入力願います。

R6年度の
定期報告書で
一番間違えやすい
ポイントです！

エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。
入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動集計します)。
失効がない場合は空欄にしてください。
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力してください。
省エネ法（工場）・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。
自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー量を、
供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。送電した側では
「販売した副生エネルギーの量」として報告しないようにお願いします。

前年度のエネルギーの帳簿を戻込み

+ エネルギーの帳簿を追加する

電気使用量の月別・時間帯別入力

ここをクリック！

エネルギーの種類

化石燃料の使用

揮発油

+ 電気・熱・機械

電気使用量の入力(月別)

電気使用量を入力してください。
※電気を発生させていない場合は、0を入力してください。
※省エネ法が対象事業所は、月別/時間帯別使用量と、電力がメニューごとの使用量を
双方入力していただく必要があります。
電力メニューごとの使用量は、画面右下のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気の
「？」ボタンをクリックし、入力画面より入力してください。
※温対法のみ適用対象である事業所は、本画面で月別使用量を入力する必要はありません。
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

	電気の消費 (TWh)	原油換算 (kl)
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0

この内容で入力する

★HPからダウンロードした
計算サポートツールから転記
省エネポータルサイト
「計算サポートツール」

時間帯	単位	年度 使用量	
		数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh	0
	5月	千kWh	0
	6月	千kWh	0
	7月	千kWh	0
	8月	千kWh	0
	9月	千kWh	0
	10月	千kWh	0
	11月	千kWh	0
	12月	千kWh	0
	1月	千kWh	0
	2月	千kWh	0
	3月	千kWh	0
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	
	需給が厳しい時間帯	千kWh	
	その他の時間帯	千kWh	
合計		千kWh	0

EEGSの操作④ 電気使用量の月別・時間帯別入力

- 月別・時間帯別入力にあたっては、必ず計算サポートツールを使用してください。
- 計算サポートツールは、資源エネルギー庁HP/省エネポータルサイトからダウンロードします。
- 月別か時間帯別かの選択は、事業者情報登録画面から変更できます。

NEW

R6年度の
定期報告書で
一番間違えやすい
ポイントです！

★ 省エネポータルサイト「計算サポートツール」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

「定期報告書・中長期計画書作成とベンチマーク制度/定期報告書作成/
計算サポートツール/電気需要最適化を考慮した算出支援ツール（月別又は
時間帯別：エクセル版）」

（月別を選択した場合）

月ごとの電気使用量に、資源エネルギー庁公表の月ごとの係数を乗じた数
値を記入。サポートツールの「集約シート」の計算結果を転記願います。

※電気使用量×月別エリア別電気需要最適化係数×0.0258KL/GJ

※電気使用量×8.64×0.0258ではありません！

※月ごとの係数はエリア毎に異なります。

（時間帯別を選択した場合）

30分または60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制
御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じた数
値を記入。サポートツールの「集約シート」の数値を転記願います

電気使用量の入力(月別)

電気使用量を入力してください。
※電気を使用していない月は、0を入力してください。
※省エネ法対象事業者は、月別時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を
双方入力していただく必要があります。
電力メニューごとの使用量は、画面下のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気の
「？」ボタンをクリックし、入力補助画面より入力してください。
※算出法のみ適用対象である事業者は、本画面で月別使用量を入力する必要はありません。
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

	電気使用量 (kWh)	原油換算 (t)
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0

この内容で入力する

EEGSの操作④ 電気使用量の月別・時間帯別入力

- 計算サポートツールでは、工場・事業所が立地するエリアごとにわけて電気使用量を入力してください。
- 「エリア」とは、契約した電気事業者契約ではなく、立地する送配電事業者の供給エリアを指します。

NEW

R6年度の
定期報告書で
一番間違えやすい
ポイントです！

※指定表の場合、該当事業所が立地するエリア*に電気使用量を入力ください。特定表の場合、エリア*別に電気需要量を入力ください。

*「エリア」は事業所に電力が供給されている一般送配電事業者の供給エリアを確認してください

単位：kWh

月/エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							

一般送配電事業者	供給エリア
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道
東北電力ネットワーク株式会社	青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・山梨県
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県・岐阜県（一部を除く）・三重県（一部を除く）・静岡県・長野県
北陸電力送配電株式会社	富山県・石川県・福井県（一部を除く）・岐阜県（一部）
関西電力送配電株式会社	京都府・滋賀県・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県・三重県（一部）・福井県（一部）・岐阜県（一部）
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国電力送配電株式会社	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州電力送配電株式会社	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄電力株式会社	沖縄県

追加資料 3

DR実施日数のカウント可否

(参考) DR実施日数のカウント可否

- DRとしてカウントできるものは次のとおりです。

■ カウント可否の判断

以下のいずれかの条件を満たす場合、DRを実施した日数としてカウントすることができます。

- ✓ 小売電気事業者等によるDR指令に応じてDRを実施した場合（DRに取り組んだ結果、DRに失敗した場合もカウント可能）
- ✓ 事業者自身が自主的に実施したDRにおいて、DRに成功した場合
DRに成功した場合とは、下げDRにおいては、ベースラインに対して実際の電気使用量が下回ったことをいいます。

■ カウントの対象外となる DR

以下の DR は、DR を実施した日数のカウント対象外です。

- ✓ 需給ひっ迫時の上げ DR
- ✓ 出力制御時の下げ DR

なお、日々事業者が継続して実施している省エネ取組は、DR を実施した日数のカウントの対象外です。また、事業者が DR の実施を意図せずに系統電気の使用量がベースラインを上回った日又は下回った日についても、DR の日数のカウント対象外です。